

第二十二回国会
衆議院

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第六号

昭和三十年六月二十八日(火曜日)

午前十一時三分開議

出席委員

委員長 高岡 大輔君

委員 白井 莊一君 理事 辻 政信君

理事 堀内 一雄君 理事 中山 マサ君

理事 戸叶 里子君

議員 勝次君 仲川房次郎君

山下 春江君 河野 正君

榎 兼次郎君 柳田 秀一君

受田 新吉君 小林 信一君

出席政府委員

外務事務官 (アジア局長) 中川 融君

厚生事務官 (引揚局長) 田邊 繁雄君

委員外の出席者

総務府事務官 (恩給局長) 畠山 一郎君

給付事務官 (アジア局長) 池田千嘉太君

外務事務官 (アジア局長) 審査室長 坂元貞一郎君

厚生事務官 (引揚局長) 引揚課長 齋藤 誠三君

農林事務官 (引揚局長) 齋藤 誠三君

郵政事務官 (引揚局長) 齋藤 誠三君

業務課長 齋藤 誠三君

日本専売公社 齋藤 誠三君

市川 茂君

荒部監視課長

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

市川 茂君

第二類第一号

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会議録第六号

昭和三十年六月二十八日

本日の会議に付した案件

六月二十三日
在外公館等借入金整理準備審査会法の
の一部を改正する法律案(高岡大輔
君提出、衆法第二五号)
の審査を本委員会に付託された。

在外公館等借入金整理準備審査会法
の一部を改正する法律案(高岡大輔
君提出、衆法第二五号)
ソ連地区残留同胞引揚に関する件
(慰問品の郵送に関する問題)
遺家族及び留守家族援護に関する件
○高岡委員長 これより会議を開き
ます。
まずソ連地区残留同胞引揚に関
する問題について議事を進めます。
ソ連地区残留同胞に対し留守家族よ
り慰問品の小包を送る問題につきま
しては、現在タバコ、米並びに主食加工
品を入れて送る場合に郵便局などで受
け付けないことがあるやに承わります
が、これらの慰問品を渴望してありま
す未帰還同胞及び留守家族にとりま
しては大きな問題でございますので、こ
の点につきまして政府当局より説明を
求めることといたします。
○倉山説明員 郵政省を代表いたしま
して御説明いたします。
ただいま委員長よりお話のありまし
た、郵便局におきましてソ連地区の抑
留邦人あての小包の内容品を制限して
おるやに承わつたのでございますが、
この内容品につきましては、ソ連同胞
あての小包の制度が始まりました昭和
二十八年の二月におきまして、外務
省、厚生省及び郵政省、日赤ももちろ
ん入つておつたのでありますが、この
四者におきまして、抑留邦人から内地
の留守家族にあてました通信、及びド
イツ、つまり西独の抑留者とソ連との
関係、さらにオーストリアとソ連との

関係等をいろいろ情報をとりまして考
慮してきめたのでございます。そのと
きには実はタバコも制限品目の中に入
れたのでございます。と申しますのは、
は、当時、古い情報でありましたが、ソ
連から私どもの方に参つておりますと
ころの輸送禁止品の品目表がございま
す。その中にタバコが制限品目に該当
しておつたのであります。ところが、
最近新しい情報が参りまして、それに
よりますと、大幅にソ連はタバコにつ
きましての制限を撤廃しておりますの
で、今後留守家族の方々の御要望に沿
ひまして、一刻も早くタバコにつきま
しては制限を解除したいと思つており
ます。なお、主食その他加工品につ
きましては、食糧法の関係がございま
して、これは農林省よりお答えがある
はずでございますが、私も郵政省の
立場としましては、これを制限する筋
合いのものでは実はございませんで、
農林省の方さへよければ、この点
につきましては解除いたしまして、か
なり長時の保存が可能な食糧品につ
きましてはすべてソ連あて輸送でき
るやうにいたしたいと存じます。
以上お答えいたします。

○市川説明員 ただいまの委員長から
の御質問に對しまして、日本専売公社
から御説明申し上げたいと思ひます。
慰問品等に購入いたしまして製造タ
バコを海外に送ることにつきましては
は、そのタバコがタバコ小売人から売
り渡されたものである限りにおきまし
て、現行たばこ専売法においては、こ
れに關しまして何らの禁止規定を設け
ておりません。従つて、自由に送るこ
とができるというところに相なるのでご
ざいます。
簡単にございしますが御説明いたし
ます。
○倉山説明員 食糧庁の方からお答え
をいたします。
米穀の加工品につきましては、従来
もち、米穀粉等を制限いたしてありま
したが、昨年の四月十五日に食糧管理
法に基く施行規則の一部改正を行いま
して、全部制限を撤廃しておりますの
で、現在はもち、米穀加工品はすべて
輸送制限なしに同胞の方へ送れるとい
うことになっております。
○高岡委員長 これにて政府当局側よ
りの説明は終りました。
質疑の通告がありますので、これを
許します。中山マサ君。
○中山(マ)委員 私は慰問品について
お尋ねを申し上げたいと思ひます。
こういうタバコの禁止は解くという
ことでございますが、留守家族から開
いておきますところでは、窓口ではま
だそれを受け付けていないということ
を聞いておるのでございますが、この
窓口に対して、そういうものは全部解
かれたのである、そうして受け付けて
輸送してもよろしいという通告をす
てお出しただいておられますか、ご
ましようか、お尋ねいたします。
○倉山説明員 御説明いたします。
今お尋ねのありました点につきまして
は、この委員会の御方針によりまし

て、直ちに解けという御意思だと存じ
ますので、実は、今立案してございま
して、きょうその通達を出すことにし
ております。と申しますのは、先ほど申
しました新しい情報が入りましたのが
つい最近のことでございます。直ちに
解くことにいたしたいと思つたのであり
ます。従つて、窓口へもその点を通達
いたす考えでございます。
○中山(マ)委員 食糧庁の方はいかが
でございますか。
○倉山説明員 食糧庁の方は、昨年加
工品の輸送制限を撤廃いたしました
際、郵政省の方へ御連絡をいたしまし
て、下部に徹底していただくように食
糧庁としては通達いたしております。
そのほか別に直接そういう局所に対
して通達はいたしてございません。
○中山(マ)委員 それでは、郵政省の
方にお願ひを申し上げるのでございま
すが、今お聞きになりましたように、
もうすでに昨年これが解禁になつてお
りますのかかわりませう、まことに
これは言ひようが難いかもしれませ
んが、お宅の方で行き届かないために、
新聞等でも今度届つて見えました方々
の公述を通して聞き下さつておるこ
とと思ひますが、向うではいろいろな
る食料品の不足から非常に命が短かめ
られてしまつてゐるというやうな情報
も聞いておりますので、あなたの方の
通達というものが人間の命に非常な重
要性を持つておるということをどうぞ一
つ深くお考え下さいまして、日本の
官庁というものは事務的に突にのり

のでございます。私がアメリカにおりました時分に、アメリカで一週間できるとか日本の官庁では三カ月かかるというようなある雑誌を讀みまして、その当時はこういうことを全然知らない学生の時代でございましたから、非常に憤慨をいたしましたのでございますが、こういうことを現実に見ますと、何年か前に讀んだことがいまだにこの日本では当てはまらぬと思わざるを得ないのでございます。ほかのこと何でございませう、どうぞ一つこの人命に關することについては、とくと迅速をもつてお運び願います。この食糧問題については昨年解除になつてゐるし、タバコはこのごろ解禁になつたという御通告を受けたのでありまじやうけれども、何とぞ一つこういうことは迅速に徹底していただきまして、その徹底ができましたときには、この委員会に、窓口には確かに出したという報告をぜひ私にいただきたいと思つてございませう。

もう一つ伺いたいのでございませうが、捕虜の郵便物でございませう。今その価格はどういうものでございませうか。一般の航空便で外国に出しますのは四十五円にこのごろお安くなつておりますが、これに対してこの郵便物のお値段のことを一つ聞かせていただきたいと思います。

○會山説明員 お答えいたします。ただいま御指摘のありました事務上の不連絡につきましては、実は、私どもの方では、農林省から解除の旨を受けましてから、郵便局へは通達いたしましたのでありますが、私どもの監督の不行き届きのために、なお郵便局でそれを知らざる向きがありまして、昔の通

達をそのまま順守しておつたのかもしれないと存じます。その点、私どもの責任でございませうので、今御指摘のありました点につきましては、十分戒心して、あらためて通達をいたしたいと思ひます。

なお、お尋ねの俘虜あての郵便物の点でございませうが、これは、万国郵便条約の規定を準用いたしまして、捕虜郵便という郵便の規定によつてやつておるのでありまして、この規定によりますと無料でございます。ただ、航空便料及び書留料、つまり特殊の扱いのものにつきましては、その郵便は無料としないということになつております。従つて、もし航空便でお出しになるということでございませうれば、基本料金は無料でございますが、航空便の料金はいただかなければならぬことになつておるのであります。

○中山(ア)委員 そういふ点も、どうぞ一つ御考慮下さいまして、働く人たちのための地にとられて、残つております家族は非常に窮乏を訴えておるのでございませうから、何とか一つその面も親切にお取り計らいが願ひたいと思つてあります。どうぞ一つ窓口へ徹底さしていただきたい。私どもがこの国会におきましていろいろ親切な法律を作りまして、自分の選挙区へ帰りまして訴えられることは、その国会の親心というものが末端に徹底しないといふことを、こういう問題だけではございませう、ほかの問題でも特に感じさせられるのでございませうから、どうぞ一つ責任を持つて、窓口で依頼を断つたりすることのないように、大々的に御宣伝を願ひたいということをお願いいたしますして、私の質問を終ります。

○會山説明員 今の御要望につきましては、とくと私の方でも戒心いたしまして、先ほど申しましたように、末端に十分徹底するように努力をいたしたいと思ひます。

○戸叶委員 一点、関連してお伺ひしておきたいのです。今度主食なりタバコなどが送れるようになって大へん喜ばしいのですが、何かほかに制限されているものがございませうかどうですか、伺ひたいと思ひます。

○會山説明員 御説明いたします。なおほかに制限されている品目はないかというお尋ねですが、それはございませう。その内容を申し上げますと、當時のコピーはいたしておりましたが、書籍、新聞、雑誌等の印刷物、さらに通信文、書類、及び酒、トランプ、薬品、時計、刀物、以上申し上げた通りでございます。

○戸叶委員 だいいふ制限されているものがあるのですけれども、この中で、これは解除してもいいと私どもに思われるものがあるのですが、そういうことは不可能なものでしょうか、どうでございませうか。

○會山説明員 御説明いたします。今解除しても差しつかえないと思われものがあつたというお尋ねでございませうが、実は私どももさう思うのでありますが、ただ、先ほど御説明しましたように、この制限品目をきめまして、たいさつは、外務省及び厚生省に日赤等の情報を総合しまして、直接向うに聞いてやつたのではなくて、向うから來ましたより等によつて、及び外国の情報を総合しましてやつたものでございませう。そこで、もし、向う

に直接聞きまして、ロシアの郵政省の方からこういうものはいないんだという確答を得れば、私どもは直ちにその解除をいたしたいと思ひます。なお、当時、実はこのタバコにつきましても、万一、ソ連で制限しておりますものをこちらで送りまして場合に、好意的に送つたものがその制限品目に触れまして、逆に――規定上没収ないし差し押え、返送することになつておりますので、そういうことになりましては、かえつて好意があだになるといふ私どもの老練心から、若干不安心であつたので制限いたしましたのであります。

従ひまして、今後向うと通信する機会を持ちまして、御要望の線に沿ひまして、できるだけ解除いたしていきたいと思ひます。なお、刃物とか薬品とか、あるいはトランプ、酒というものは、これは郵便物として絶対に向うに入れないことになつておりますので、その点につきましては、私ども直接交渉して、おそろく不可能だと思ひますが、そのほかのものにつきましては、なお交渉の余地があるかと思ひます。

○戸叶委員 ただいまの御答弁を伺つておりますと、私どもも刃物とか酒類というものはどうかと思ふんですけれども、あなたのおっしゃるやうに送つていいと思われるものがたくさんあるわけでございます。なるべく早く厚生省なりあるいは外務省とお話し合ひになつて、あるいはまた委員会でそういうことを申し入れてもいいと思ふんですけれども、そういうふうにはいたしません、そうして早く送られるやうな方法をぜひとつていただきたいということとを要望する次第であります。

○市川説明員 先ほど申し上げました通り、タバコを送ることにつきましては、タバコ小売人から売り渡したいいわゆる正規のタバコである限りにおいて、禁止されていないのであります。国内において私どもが所持することとさへ禁止されておりますところのやみの外国タバコであるとか、あるいは葉タバコ等を送ることはもちろんできない。国内において所持すら禁止されておりますので、その点の一つつけ加えて御説明申し上げておきたいと思ひます。

○高岡委員長 ほかにも御質疑がなければ、本問題はこの程度にいたしたいと思ひます。

○高岡委員長 次に、遺家族及び留守家族援護に關し、戦傷病者戦没者遺族等援護法、未帰還者留守家族等援護法及び恩給法の一部を改正する問題について質疑を行うことといたします。質疑の通告がありますので、これを許します。堀内一雄君。

○堀内委員 今度の恩給法並びに援護法の改正に伴つて、留守家族の手当の關係はどうなりますか。

○田邊政府委員 政府原案におきましては、遺族年金の増額に對してそれだけ増額するということにいたしておつたのでございませうが、今度の国会修正によりまして恩給が増額になり、従つて遺族年金も増額になりますので、それに対応して留守家族の方も引き上げることにするわけでございませう。

○堀内委員 これ私の質問を終ります。

○高岡委員長 山下春江君。

○山下(春)委員 田邊援護局長に伺ひ

ますが、この戦傷病者戦没者遺族等援護法と、未帰還者留守家族等援護法、この二つの法律の適用を受ける人たちの間にバランスがとれているかどうか。私には留守家族の方があまりにも軽く扱われているのではなからうかと思われ、その節がある。今堀内委員の質問に対して恩給法等の改正によって留守家族の受ける支給もそれに比例して上るのだという御説明はありましたが、そのほか、この法律全体が、両方が持つておりますウェイトが留守家族の方が軽くないかと考えられるのでありますが、そういうことに対して、お扱いになつてゐるあなたの總括的な御意見を伺いたいと思ひます。

○田邊政府委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法と未帰還者留守家族等援護法とは、いずれも引揚援護局で所管しております法律でございますので、援護を要する対象者の決定であるとか、あるいは金額等につきましても、同じ援護でありまして均衡をとるようになつておりますが、ただ、二つの法律は出発点におきまして根本的な理念で異なつてゐると思つてあります。遺族援護法は最初から恩給の復活をする前ふれといたしまして、昭和二十七年独立早々の際に制定されたものでございまして、この第一条にも、国家補償の精神を基調としてとらつきり書いてございまして、これは恩給法における国家補償の精神と全く同じものだと私も了解しております。その精神を根本として、かつ援護という思想を入れて、二つの精神に基いて全体を構成してある。これが遺族援護法の根本理念でございまして、未帰還者留守家族等援護法の場合におきましては何か

根本の理念になるかと申しますと、実はこういつた法律はいまだかつてないわけでございまして、外国に抑留されておる未帰還者という事態が今までなかったでございまして、そういう一つの理念を作ることについては私も非常に苦心をいたしたのでございまして。しかし、従来例がないからといって新しい法律ができないわけでもございませぬし、いろいろ研究いたしました結果、終戦後平和が回復した後にございまして、もなおかつ自己の意思によらず帰国できないという立場に置かれておる人が現実にあれば、これはやはり国の責任と考えなければいかぬのじゃないか。本来ならば国の外交保護権を發動してそういう方々を日本内地へ帰国できるようにするなり、あるいはそういう抑留という状態を解消すべき責任が国にあるのではないかと。ところが、今日遺憾ながらそれができないという状態に置かれてゐると思はざるを得ないのである。また、状況不明の人につきましてもこれは同様でございまして、家族のこうつてゐる精神的物質的苦痛というものは、生存がはつきりし抑留されてゐることははつきりしている人にくらべてあるいはそれ以上大きいものかもしれない。困窮としてはやはり生きてゐるか死んでゐるかはつきりすることが国家の責任として考えなければならぬのじゃないか。こういう責任が果たし得ない結果留守家族の方々に一定の損失を与えることにつきましては、少くともその問題が解決するまでの間待つてゐる方々の経済的な力を援助してあげることが今日国家としてまた国民全体の考え方からして承認でき

た問題ではなからうか。それは広い意味においては国家補償の精神がやはりそこに働いてゐるのではないかと。これが生活保護法とは別立てにした援護法を立てる根本になるのではないかと。こう考えたわけでありまして、かたがた、未復員者給与法というものがあつて、また一般の邦人につきましては特別未帰還者給与法という法律があり、これらもすでに今月の段階において未帰還者の留守家族全体をおおつて援護法として適當ではない。そこで新しいそういう考へ方に基づいて、こういう法律を作つたわけでありまして、従いまして、あくまでも待つてゐる方々の経済的な力を援護してあげることが根本でございまして、そこに従来の経緯があつたのかんがみまして、多少そこが遺族援護法とは違つております。遺族援護法におきましても留守家族援護法と同じような建前をとることは不可能ではございませぬが、終戦後すでに十年を経過しておる今日におきまして、死亡当時における生計関係その他といふものを調べて措置をするといふことはどうして困難でございませぬ。ことに二百万になんとなつて戦没者のそういうことを調べてやるということはできることではない。しかも、一方恩給法といふものはそういうものを考えないという建前でございまして、遺族援護法といふものは生計関係を問わないという建前になつておるのでございまして、これは私は理由があると思ひます。留守家族援護法におきましては、従来給与の前渡しといふことによつて援護を行なつておつたときから、すでに生計関係のある人だけに手当を支給するという建前をとつておりましたので、建前としてあくま

でもそういう建前でいきたいといふことは、私はその建前としては正しいと思ひます。しかしながら、援護法の生計関係の認定につきましては、建前をそういうふうにとるからといって、一部でやつておりますように、長男だからやめる次男だからやらないというやり方は今日の時代に合わないものであります。留守家族の経済的状態をよく見まして、手当を支給するように進めて参りたい、こう考へておるのであります。法律の建前は違つておりますが、その他におきましては極力同じようにいたしております。ただ、留守家族援護法は遺族援護法なり恩給法と非常に関係の深い条文でございまして、今日状況不明の状態に置かれてゐる人といふのは実は大部分死んでおるかもしれないといふこともあるわけで、その実態が明らかになつた場合においては、すぐ遺族援護法なり恩給法に切りかわるわけでありまして、そうなりますと、留守家族援護法はそういうものの単なる前払いといふ形になるわけでありまして、そういう関係で、この両者の間には非常に複雑な関係がありますが、わかりにくいといふ点と数の少いという関係がありましようが、留守家族の問題につきましても国会その他においても遺族問題ほど論議される機会が少いし、また声も小さいわけでありまして、従つて、遺族の問題は黙つておりました。でも一切の問題が表面に出て参ります。留守家族の問題の方はほとんどこちらから注意をされてこまかな点まで調べて不均衡な点は是正するように心がけてやりますと、つい置き去りになるといふことは、私も特に注意しなければならぬ点じゃないかと思ひます。

○山下(春)委員 今局長の御答弁を聞いておりましたも、局長がきょうまで留守家族問題について非常に心を砕いておることはよくわかりました。法律に取り上げる場合は、常に声の大きいものだけが取り上げられて、声なき声はおおむねいつも退けられるやうであります。これははなはだ遺憾なことでありまして。特に戦後十年、帰国したくも帰れないといふ抑留者の苦勞、及び留守家族におきましても、ほとんど大部分の方が今日もはや生存を期待することが困難であらうと思はれるやうなことを考えますときに、そういう声なき者がより以上悲惨なところに追い込められつてもそれが取り残されるということとは、はなはだ遺憾であります。その点で、きょうまで援護局長が非常に心を砕いて手落ちのないやうに善処してらつたことは非常にありがたいことでありまして。しかしながら、これも常にやはり予算と関係のあることでございまして、ただ一片の法律といふことでなく、こ

うした気持がお金を出さ大蔵省の方に徹底いたしませんと、せつかくの親心がまた予算のためにやむを得ず消えてなくなつてゐることに相なつたので、はなはだ遺憾なことだと思つてあります。そこで、法律の建前は今御説明のあつた通りでございまして、私もこの法律を見て、あるいは法律に規定できるやうなものはこれでとにかく手落ちなく救済されたと思つたのでありますけれども、どうにかしなければならぬもので、なかなか法律には書き切れないいろいろな問題があることも事実であります。そういう問題に対しては、援護局としては、前にこ

れらのことに対して経験のある業務で

ございませうだけに、もつぱら援護局長のそういうことに對するほんとうに声なき声に報いてやるといふ全く涙ぐましい親心が浸透するかしれないかというところは、かかつて予算等にも關係があると思ひますけれども、そういう声なき声を國家としてはどういふふうに処遇してやりたいとお思ひになるか、そのお心がけを一つ承わつておきたいと思ひます。

○田邊政府委員 實は、一口に引き揚げ問題と申ししましても、終戦後十年の間に問題の重点がいろいろ變つてきております。本委員会におきましては、その問題に詳しく申し上げることが必要はないと思ひますが、当初は六百万からの引揚者の定着援護ということが非常にやかましかった時代があつたわけでありまして、その關係で、引揚者団体等が非常に強い要請を持つて政府なり國會なりにいろいろ要請した時代がございます。それが末端におきましていろいろのトラブル等起し、引揚者全体が評判を悪くするという場面もたびたび耳にしたのでございます。これは、結局、國家がこういった方々の声を正式に聞く機關が必要ではないか、また、こういった問題は、役所のそれぞれの機關、職務によつて権限が分れておりまして、相互の連絡も十分でないという点が事務を迅速に運ばない根本になつておりますので、やはりこれは政府の機關の中に、そういった民間の人の意見も取り入れるような総合的な機關を作る必要があるということから、実は引揚同胞対策審議会というものが法律によつて設定されたわけでありまして、これは、關係各省の次官と學

識経験者と、それから關係団体の代表者が正式に団体自身から選任されまして、それを國家の当該機關の委員に任命するという方式をとつております。従つて、留守家族の団体におきましても引揚者の団体におきましても代表者がその委員会に出ておりますので、そこで問題のすべてをさらけ出していただきまして、政府の代表者あるいは民間の學識経験者等が集まりまして、その意見をよく聞きまして、いろいろ検討して結論を出す、それを内閣の方に答申をする、あるいは勧告をするということをやつております。今日まで申し上げばこれを開きまして決議がなされておりますが、その結果は非常によく政府内に取り入れられました。實現を見ていけるような状態でございます。今後、未帰還問題が最終の段階に立ち至りましたので、できるだけ留守にこれを開きまして、こういった留守家族の声を政府内部によく反映させまして、そして遺漏なきように措置して参りたいと思ひます。

○山下(春)委員 今日までできておりますこの審議会は私も伺つてはありますが、はなはだ不活発なようでございます。ときどき開きになっていく存じないものでありますが、それは、各省といふことでありますが、やはり特に大蔵省あたりが理解を持つてそれを参画していただかないと、結局大蔵省がやかまして、こういった問題にあまり理解がないために、せつ々かの審議されたことが形になつて現われないというところになっておりますが、きょう大蔵省がお見えでないようでありまして、大蔵省に對する質問は次の機

會にいたしますが、恩給と援護法との關係というのが、私もはなはだ未熟な者には何ともその線の引き方に困り果てておりますので、役所の方で、これは年金をやる資格があるけれども、これは年金をやる資格があるけれども、もうそれで参つてしまふようなことになつてしまふのですが、氣持ではどうしてもそれでいいのだと承でないような問題もたくさんあります。恩給の場合も、声の大きい方はほとんど通るが、實際はこれほどでもない何かの補償をしてあげなければならぬというやうな、一番めじめめの線の引き方にやうな、めんどろからそんなのは片づけおくとどういふわけではないのでしょうか、どうも恩給局ではそういうものを採用しないという傾向がきよくまでありまして、長年訴えておられることはなほ遅々として取り上げられないというやうな点もございまして、この援護法と恩給法との境にあるやうな、ボーダー・ラインにあるやうなもの

を、なるべく援護法の方へおつつけないうで、与う限り恩給、いわゆる國の補償という年金の方で救い上げるといふやうな考えをもつて今御審議を願つておるかどうか。個々の問題でなく、総合的な問題について恩給局の方の現在の思想的な考え方を一つお聞かせおきを願ひたいと思ひます。

○島山説明員 援護法と恩給法とのボーダー・ラインにあるやうなものについて援護法におつつけようなものは、いかれいような御質問かと思ひますが、われわれの方の審査事務の動き方といたしましては、別にそういうことは考えておりません。恩給法で法

律上定められている要件に合致するものにつきましては、当然に恩給法に入れております。抽象論のようでございますが、別段援護法におつつけるといふな考えをもつて審査を進めておりません。

○山下(春)委員 それはまあそうでございますが、そう言わないで、もうちよつと何かあたたいかい——恩給局というものは國民に對して國の補償をやる一番あたたい仕事をするところなんです、あなたの方の答弁はいつてもひやつと氷を当てられたやうなところがあつて、どうもうまくないのがあります。そういう答弁はまことによくないの、あなたの方の上長官がそういう答弁をさんざんされて、私も聞かされておりました、私どもも聞き飽かされておりましたので、お若いから、もう少し温情のある話が開きたかつたのであります。もうちよつと何とかうまい言ひ方を速記録に残しておいていただきたいと思ひます。

○島山説明員 行き届かないお答えを申し上げまして、おしかりを受けて恐縮であります、實を申し上げますと、一般論としてということでお答え申し上げますのであります、具体的にどういふ問題があるのかということによつてお答え申し上げます……

○山下(春)委員 具体的なことは法律に書けばすぐわかります。恩給局といふものは、具体的になく抽象的に、出てきた事件をみなこういう温情をもつて処理しておるのだ、こういうことだけでよろしいのです。個々ではないのです。

○島山説明員 恩給法と援護法のボーダー・ラインと申しますよりも、恩給

法に当てはまるかということのボーダー・ラインということでおし上げたと思ひますが、そのやうな場合におきましては、實は私實際の審査事務を担当いたしておらないのでございまして、ボーダー・ライン・ケースとしてどちらにしたらいいかなという問題が起りますと、必ず審査を受け持つております係から私の担当しております課の方へ回つて参ります。もちろん、われわれは事務的に見ておるわけでありまして、人情として氣の毒だと思ふやうなものでありまして、法律上許されなければ、さしあたりはやむを得ないという場合が多いわけでありまして、けれども、そういった場合には、現在の法律の許される範囲において解釈のワキをいかに広げるかということをおつたわけであつたのであります。それによつて処理しておりますものも相当あります。と申しますのは、今まではだめだということになつておりましたのを、あらためて新しい目で恩給法を考え直しまして、恩給権があるというふうに認定していくというやうな処置をとつておるものも相当ございまして、決して頭から単純に、人情もなく、冷酷に切つておるわけではございません。具体的な例としては、もし御質問があれば申し上げたいと思ひますが、今、私の方の事務といたしましては、そういうふうな目で考えておるやうなことも救えないというふうなものをございまして、これはやはり機會を見て法律改正をお願いするといふふうに進めたいと思つております。

○田邊政府委員 ちよつと私から補足してお答え申し上げます。今島山課長

からお話になったことで恩給局の最近の考えは現われておると思いますが、具体的に申しますと、援護法が制定されて、百何十万という年金の裁定をやったわけでありますが、短期間に膨大なものを処理した関係上、中にはわれわれ間違っているところを是認せざるを得ないわけですが、これはその都度訂正しておりますが、しかし、中には、これはどうしても間違っているというものがあつた中で、すでに恩給法で公務でない裁定の済んでおるものがあるわけでありまして、つまり、公務扶助料でなくて、普通扶助料の方で済んでおるものがある。同じ公務といながら、援護法では公務と判断し、恩給法では公務にあらずというところで裁定した。その場合にはどちらかが間違っているわけですが、そういう場合には、できるだけわれわれの方の裁定を尊重して、過去においてわれわれが公務にあらずと裁定したのも、もう一ぺん考え直して、過去の裁定を訂正していただくということもやっていたらいいわけでありまして。一がい、援護法で可決になったものであるけれども、恩給法では認めないということではないのでありまして、私の方ではどうかかなと思つた場合においても、中には相当御援助をいただいておりますものもあるわけでありまして。また、今度御承知のように政府提案で公務の認定範囲が広がっておりますが、これは、それが実施になりますれば、どうしても過去において却下になったものの中からも公務に浮び上ってくるものが相当数あることは当然でございます。その場合に、われわれの方で、恩給法では公務でないということで却

下になつてゐるから、これも公務でないからといって却下するものもたくさん出てくる。これをその都度恩給局と相談して恩給の方を直してもらふことはめんどろでありますので、法律においてははっきりしておこうということですが、公務認定範囲の拡大の結果、従来非公務としてなされたものが公務になつた場合には、恩給局においても公務にあらざるとして却下したのも自動的に公務に切りかわるという措置も今度の法律の中に現われてゐるような次第であります。恩給と援護法との関係が密接に連関して、お互いによく話し合ひまして常に連絡をとるようになつて事務の取扱いをしておりまして、法律の建前などもそうなつております。

○山下(春)委員 援護局は、非常な国民の不安焦燥の気持に対するあたたか措置によつて、戦後の大混亂を少くしてきたといふ、非常に大きな事業をなし遂げられてきたものですか。私ははめてばかりおりますが、援護局の方でも少し考えるべき点もなきにしもあらずであります。この点は、援護局の方におきまして、どうしても恩給局に回せないというものに對しましては、今度の法の改正でこれでもう終つたといふことなく、今後ともあつた限りこういった残根をぬぐい去るという意味で一つ御尽力を賜つたかと思つております。

それから、具体的な問題で、今度の未帰還者留守家族等援護法の一部改正法律案の中に、療養給付のことで改正を試みられた点があるのですが、これが、現在実際に行われている点では非常にめんどろが多いので、この点についてちよつとお尋ねをしてみたいと思

います。これによりますこの療養給付の手續は、ただいまどんなふうに行つておいでになりますか。

○坂元説明員 お答えいたします。現在の法律の建前では、未帰還者が帰つてきましてから二年以内に申請することになつております。その申請の手續といたしましては、大体公務で疾病にかつたとか負傷したとかいふようなことが根本でございまして、自己の責めに帰すべからざる事由によつて疾病にかかり負傷したといふようなことの申立書、それから現在の病状のほつきりした具体的な証明書といふような資料を、都道府県の世話課に最初提出していただきまして、都道府県の世話課で一応審査いたしました。それから私の方の援護局に回つて参りました。援護局の方で最終的な審査をいたしました。厚生大臣の認可を待つて手續を終る、かういふような手續の要領になつております。

○山下(春)委員 今の坂元課長のお話でございまして、この法律に書いてあります自己の責めに帰すべからざる事由によるかといふことですが、これは法律に書くときはかういふことを書かなければならぬでしようが、未帰還者が十年間シベリアにいて帰つてきて病氣になつたといふときには、こんな法律の文句は要らないくらいのものであります。今の説明は、法律に基づく取扱ひ上の説明でいたし方がないと思ひますが、そういったら、この未帰還者の療養と生活保護法との関係はどんな関係になりますか。

○田邊政府委員 お答えします。これは生活保護法の療養とは全然別でございまして。生活保護法の療養に優先して

この未帰還者留守家族の療養が行われることになつております。

○山下(春)委員 そうでございすれば、私は、引揚者が舞鶴で診察を受けまして療養を要するものとあそこできまりましたらば、定着地に帰りましたら直ちに療養させる方がよいと思ひます。そういうふうになつていないはずでございしますが、それはどうなつておりますか。

○坂元説明員 現在引揚者が舞鶴に帰りましてからも、舞鶴援護局の方で一応病氣の者については診断をいたして、その診断に応じて証明書をいたして、その診断に基いては本人に持つて帰らしておるわけでございます。御指摘のありました未帰還者留守家族等援護法による療養の給付につきましましては、本人からかういふことでその病状のいろいろな証明書を都道府県を経由しまして厚生省の方に提出していただかないと、具体的に私の方でどういふような原因に基いて病氣になつたか、あるいは現在どういふような病状にあるのかといふことが把握できませんので、そういうふうな証明書といひますか、そういうふうな資料を出していただいて、それによりまして厚生省の方で調査しますので、そこに若干の期間がやりますけれども必要ならなければ、舞鶴に上りまして、国に帰つたとたん直ちに療養の制度に持つていくといふことについては、できるだけ早く私の方で資料を出していただき、審査を終えまして、手續的に一応パスするものによつて療養を認めるといふことをやっておりますので、若干時間的な経過というものは必要でございしますが、できるだけ急いでや

て、療養の認可をするように心がけております。

○山下(春)委員 課長はそう心がけて下さつておられるのでしようが、それがうまくいっていないのです。そこで、今私がお尋ねをしたことは、舞鶴へ上つてきたときには、みな氣が張つてゐるのか、お医者様の診察も短時間にやるので、精密検査ができないせいかわかりませんが、とにかく大したことではないような診察を受けました者が、定着地に行きますと、もう肺結核で手術しなければならぬならないといふような事例があります。はつきり覚えております。病院へ入れたときにはもう非常に悪化しておつて、私自身も非常に困つた問題があつた。引き揚げの問題の詳しい手續上のことを私は知らないにもかかわらず、直ちに訴えられまして、非常にまごまごして困つたことがあるのでございしますが、これは、あの舞鶴の状況から見ますと、援護局の方の審査も非常に短時間にしておる關係上精密にはできないと思ひます。設備の不完備といふこともないでしようが、いろいろ時間の關係等で精密にできないはずのものが、あそこで療養を要すると発見された場合はずつと悪いのです。そういうことで、定着地であの証明を持つていつて、定着地で療養給付を受けられるようにしてやるのと、よほど違ふのです。私も現実に一つ例を持つてゐるのです。肺結核で肋骨を切る手術を受けたのですが、私が療養所へ行つてみました。もうちよつと早かつたらよかつたか、そのお医者さんに言われたのです。その間何でも四月か五月くらいかかつてお

ります。それが、手続がすつすつといふと、それが、非常に遠隔の地だったものだから、県庁が非常に遠いし、いろいろなことから、おそかったのがこの病人をして非常に難儀をさせた。どうか一命は取りとめたようでございますが、こういう事例があるのです。そこで、これは舞鶴で健康診断をいたしましたときには、今申したようないろいろな諸般の事情から、本人も気が張っておりますし、時間も少ない、精密にやることが不可能だ、それでもなおかつ療養を要すると発見された者はよほど悪いと見なければならぬ。そういうことから、定着地に行ったら直ちに療養給付が受けられるようにしてやるのが、せつかくこれだけの法律があるならば、私はその方がいいと思ひますが、局長はどういうふうにお考えになりますか。

○田邊政府委員 引揚者の援護の關係で医療の問題は特に私の方で重点を置いてやっております。舞鶴援護局内ではできるだけ医療の検査をする、あそこで検査を受けておらなかつたためにあつていろいろな不便をこうむることのないように、その趣旨を十分に引揚者に徹底させて、あそこにおる間からだが悪い人があるならば悪いといふことの申し立てをしていただきまして、証明書を出さすように心がけております。この点は、この前お帰りになった方にも、職員の数もだいぶ少なくなりましたが、この点だけは十分強く言ひまして、短期間でございましたけれども、レントゲンその他の検査をいたしましたのであります。あそこで、病気でこれはすぐ治療を要するといふ人につきましては、その人

をすぐ舞鶴の病院に入院させます。それから、すぐ帰りたいといふ人につきましては、帰つてすぐ入院させる手続をとります。そして、入院しておる間に、さつき申したような法律的な認可の申請をするわけでありまして、従つて、入院させておきながらそういう手続をとらなければならないといふことはいたしてあります。

○山下(春)委員 それは徹底をいたしてあります。たとえば、今の局長のお話ですと、とりあえず必要の者は入院させて、それから手続をさすといふふうにおつしやいましたが、それは大へんいいことと思ひますが、徹底いたしてあります。

○田邊政府委員 實は、私の方は、法律ですと手続が要りますので、法律とは別個に、帰つてきたら行政措置で一カ月間療養してやるといふ制度を作つてあるわけでありまして、それで片方だけやつておつて、その間に手続をする、法律とは別にそういう医療援護の制度を設けてありますので、両方で間隙のないように措置するよういたしておるわけでありまして。

○山下(春)委員 時間がないだろうと思ひますが、そこで、私は、今度はこの法律から離れまして、援護局長ではちよともお門違いかと思ひますが、私もちよともうまいでいろいろ遺族の問題、留守家族の問題に關係をいたして参つたのであります。どう考えても法律では明確に線が引くことのできないような諸般のいろいろの毒な情勢があります。今ソ連の場合も中共の場合もそうでありまして、留守家族といわれておるいわゆる消息不明の方

方の大多数の方は、近い将来にやはり未亡人、母子家庭になる運命を持つておる人と思ふのであります。今回のこの三十年度の予算をきめられるに當りまして、私も、近い将来遺族等である母子家庭になられる方があつて、あつてを勘案しつつ、ぜひともこの予算の面にこういふようなものを盛り込んでもらいたい、実に熱心に予算折衝に當る省の人々に陳情をしたのであります。これも、声が細く力が足らなかつたので、ついに今回は増額を見るに至らなかつたのみならず、母子福祉資金貸付等の資金におきましては、本年度七千万円削減された、たださう少なかった資金でありましたが、七千万円削減されたといふような、はなはだ残念な事態が起つたのであります。諸般の國の援護がありまして、留守家族であつた者が遺族になつて母子家庭になりますれば、何かと生活に非常な困窮するであらうと思ひます。それから子弟は、何かやはり別な、学校にやれる、あるいは生活のできる方法がなければ、うまくいかないと思ひます。

何でもそういう者は全部生活保護法に追い込めばよいといふものではございませんので、あつて限り遺族の意思を尊重した社会政策があつてよろしいと思ふのであります。そういう意味から言つて、この母子福祉資金貸付等の法律などは、この際、この三十年度ごろからは、なおさらもう拡大強化されるべきであつたのですが、どう考へても、予算の面から見ると少し縮小されておるのです。資金が五億円でありますけれども、この五億円で、今日の地方財政の金く逼迫しておる状況下にありましては、地方がこれに半分

足さなければ貸し付けられないという状況に置いたのでは、地方財政はやはり声なきこゝろという予算を一番あとに回す。年末になつてどうとう貸し付けないで政府に返還してしまふというやうな不届きな突進も起つておる今日でございます。私も、私も、私も、今度予算が決定する前に、せめてこれを國が八割持つて、地方のこれに足す金を二割くらいにして、八割二くらいにして流してくれば、何とかこれがほんとうにフルに活用されると念願して、こういう点も予算折衝に當つて私どもは力一ぱい陳情したのであります。が、でき上らなかつた。また、こういうふうな問題の中で一番大切なのは就学資金であります。この母子福祉法ができることに、これは厚生省もよく御承知の通り、厚生省あるいは労働省等が、後家の子は使わないといふやうな社会情勢を何とかこの法律によつて助けてやろうといふ意味で、貸し付けた金を返してもらふといふ意味から、優先的に職業をあっせんしてもらふといふやうなことを、あのとき厚生省も労働省も約束してくれておつたのであります。その後このことは多少は援護してもらつておるようであります。が、これらの資金が今の程度で――田邊さんが十年も持つてこられたが、どうにも法律でこれを規定することができない、しかし何とかしなければならぬと思ひますが、これくらいの資金でもって事足りると思ひでございます。

○田邊政府委員 未帰還問題が最終の段階に入りつてございますので、いすれ遠からざる機会に未帰還者の死亡処理をされる方が多数発生することは覚悟しておかなければならぬと思つてあります。それをいついかなる段階でやるかという点に、われわれも非常に頭を悩ましておるわけでござい

ます。そんな場合に、一体未帰還者の留守家族の経済的な問題はどうか、これは遺族援護法あるいは恩給法によつて公務扶助料ないし遺族年金の該当事者に切りかわるの大部分であらうと思ひます。しかし、中共關係におきましては、一般邦人が多かつた關係上、お話の通り問題が出ております。これは法律の面でもある程度は考へなければならぬ。ことに、経済的な打撃が急激に起るといふ点については、ある程度の緩和的な考慮が必要ではないかと思つております。しかし、同時に、御指摘の通り、そういう問題はただ年金とかそういう問題だけで解決できるものではございませんので、これはいろいろ一般的な均衡その他を考へましたときにはなかなかむづかしい問題がございまして、ひとりそういつた方々の問題はやはり一般の社会福祉ないしは社会保障的な施策の充実といふことによつて援護していくのが實際に合うのではないかと考へるわけでありまして。そこで、今お話しになつたやうな母子対策その他の施策の強力な推進といふことが、その面からも望まれるわけでありまして。この点は遺見の育英の問題につきましても同様でございます。私どもの方では、極力そういう方面とも密接な連絡をとつて、今

理をされる方が多数発生することは覚悟しておかなければならぬと思つてあります。それをいついかなる段階でやるかという点に、われわれも非常に頭を悩ましておるわけでござい

後もそういうように心がけて参りたいと思ひますが、御指摘のように、未帰還問題に關する最終的な處理をするという段階が来ましたならば、特に一その重要性が痛感されますので、今後ともその問題については、片方の未帰還問題の最終的處理という時期ともならみ合せつつ努力して参らなければならぬと思ひます。

○山下(参事) 委員 もう時間がないので私の質問を終わりますが、局長の今の御答弁の通り、こういう問題は私も今後機会あることに、今政府の持つてゐる予算の中で多少でも——私も多くの望みたいものもありますが、その中の一つだけでもぜひ実行したいと思ひますので、予算面その他におきまして格別の御努力を願つて、そういう問題は、今年度予算内においても、また将来起るであろう諸般の情勢等に備へる意味においても、一つ格段の御努力を願ひ、御協力を得たいというところをお願いして、質問を終わります。

○高岡委員 受田新吉君。○受田委員 未帰還者留守家族等援護法の第二十九条に掲げてあります調査究明及び帰還促進の事項であります。が、この責任者は、政府としてはそれが当られることになつておられますか。

○田邊政府委員 引き揚げ促進ということ、事柄の性質上当然對外的な交渉を伴うのでありますから、外務省と考へております。調査究明は、これは一応厚生大臣が責任を持つてこれに當つております。かつては軍人、軍属等については厚生省、一般邦人については外務省、こういうふうに所管が分れておつたわけでありましたが、昨年以來

これを厚生省に一本化したしましたので、この調査究明上の責任は厚生大臣、かように考へております。○受田委員 その外務大臣、厚生大臣において、この法律施行後における引き揚げ促進並びに調査究明に努力したおもなる点をお示し願ひたいと思ひます。

○田邊政府委員 調査究明につきましても、この法律施行後、調査を一元化するということによつて、その調査の正確と迅速とを期した、こういうことが言えると思ひます。従来、一般邦人は外務省、軍人、軍属は厚生省であつた關係上、その間とかく重複また間隙がありまして、能率的にこれを施行するということにいろいろ困難があつたわけでありました。これを私どもの方に一元化して以來、その趣旨が都道府県にも十分徹底いたしまして、従来あいまであつたいろいろな問題がはつきりして参りました。調査究明の結果得られた数字につきましても、いろいろの疑問点がだんだんなくなつてきた、

○中川(融)政府委員 ただいま御指摘のありました、法律が施行されてから外務省が分担しております引き揚げ促進の成果と申しますか、やりましたことといひましては、中共地区、ソ連地区からの引き揚げ、これは政府が直接表に出なかつたのでございますが、日赤その他の団体を通じてこれの促進をはかり、相当数の帰還が実現したことは御承知の通りでございます。なお、政府が直接したことといひましては、それ以前からやつておつたこととでございますが、國際連合の特別委員会に對して、こちらから代表を派遣

すると同時に、詳細な資料も常時提供いたしまして、國際連合を通じて國際世論をいろいろ起す、こういう方法によつて、間接的ではございますが、ソ連、中共の邦人帰還の措置を促進してきたのでございます。

○受田委員 この援護法の十三條には、「この法律の施行後三年を経過した日以後においては、過去七年以内に生存していたと認めらるるに足りる資料がない未帰還者の留守家族には、留守家族手当を支給しない」と掲げ明文が掲げてあります。従つて、この法律を施行して九二年たちましたから、あと一年、運命の日が刻々と迫つております。この運命の日が刻々と迫つてゐる段階において、調査究明においても引き揚げ促進においても相當の努力をされてゐることを今お示しになられたと思ひますが、あと一年間にこの調査究明、引き揚げ促進がいかに進められるかによつて、この十三條の問題に重大な影響が与えられと思ひます。政府としては、この十三條であつた一年の運命の日を迎えるに當りまして、調査究明、引き揚げ促進に今後万全の努力をなさされて、この犠牲者を救わなければならぬのであります。具體的に申し上げると、まず帰還促進においては、問題点の多いソ連に對しては目下松本全権が努力しておられる。しかし、末端の収容所における實態は依然として解決してないのではありませんが、松本全権に交渉をまかせると、そのほかに具體的にこの引き揚げ促進に對して外務省としてものと積極的の乗り出す用意はないか。また、中共に對しては、近く政府として正式折衝の任に當りたいといふことを、この間の委員会以後しばしば言

ておられるのでありますが、具體的にどういふ形をとらうとしておられるのか、この点について、非常に差し迫つた問題でありますから、外務大臣のかわりとして中川さんから御答弁願ひたいと思ひます。

○中川(融)政府委員 ソ連及び中共地区にいまに残存しておられる未帰還者の引き揚げを促進することは、御指摘の通り目下の急務であると考えております。ことに、これから一年の間にできるだけの多くの人を帰して、未帰還者のないようにするといふことが好ましいことは申すまでもないのであります。その意味で、従来は、政府が直接接出することは、いろいろ國際關係その他の關係から、いわばこれを遠慮していたかつたのであります。最近、御指摘のように、日ソ交渉という機会を機といたしまして、ソ連に對しては直接政府代表が向うの代表と折衝するといふことになりまして、目下現実にロンドンにおきましてその方法を講じておるのであります。いまだ會談開始以來日が浅いのであります。まだ確たる成果は出ておりませんが、期待し得るのではないかと、かように期待いたしております。

なお、この松本全権によるロンドン會談以外の方法を講ずる考へはないかという御質問でございますが、もちろんです、政府としては、この方法のみならず、政府としては、この方法のみならず、あらゆる可能な方法を講ずべきであると考えております。しかしながら、ソ連の關係におきましては、ただいまはロンドンにおきまして松本全権による交渉によつて一応この解決をはかると

いうことで進みたいと思ひております。その成果いかんによつて、さらに別の方法を考へる必要があると思ひれます。場合には、さらに別の方法について考慮いたしたいと思ひております。

なお、中共からの引き揚げでございますが、これについては、先般本委員会におきまして外務政務次官から一応御説明いたしましたように、やはり中共についても、今まで政府がいろいろおつていろいろと促進をはかるといふ方法から脱却いたしまして、直接何らかの意味におきまして先方と交渉をやるべき時期であるといふふうに考へております。従つて、その具體的方法を目下真剣に検討しております。できるだけ近い機会にこれを公けにする機会を持ちたい、かように考へております。目下いかなる方法でやるかといふことにつきましては、まだ結論が出ておりません。これはいろいろの方法があり、また國際的に見ましても最も摩擦の少ない方法、要するに目的を貫徹するに一番適當な方法といふ意味でいろいろ研究しております。何らかの意味におきまして、政府が直接先方に對して政府の意思を伝え、必要に応じては直接折衝をするといふ道を開きたい、かように考へております。その具體的方法につきましては、先ほど申しました通り、しばらく御猶予を願ひたいと思ひます。

○受田委員 具體的な方法について御猶予を願ひたいと言つておりますうちに、この十三條に規定してゐる一年がすぐやってくるわけですが、その一年がやつてきたときに、留守家族手当を支給しないということになるのです。

七

昨年から今年にかけて帰られた方々の実態を見ても、生死不明者、この十三条に規定してある生存していたと認められる資料のない未帰還者が、ソ連からも中々帰ってきませんでした。そうすると、調査が徹底しないために、引き揚げ促進が徹底しないために、そういう人が出た、それははっきりしておる。今までわからなかった人がおったということがはっきりしている以上、あと一年たつて運命の日が来て帰ってくるかどうかある程度想像できる人々に対して、未帰還手当を支給しないということになると、これは非常に重大な問題です。もう日にちが経つていくうちに一年が来る。こういうときには政府はいかなる措置をとるのか。その未帰還者を路頭に迷わしめて、未帰還の留守家族に手当を支給しないということになると、これは社会の上の重大な問題になると思うのでありますが、法律改正その他の用意があるのかないのか、御答弁願いたい。

○田邊政府委員 お答えいたします。ただいま受田委員の御指摘になりました問題については、三年をもつて打ち切られるという一応の建前になっておりますが、対象は生存確認者ではございませんで状況不明者であります。状況不明が過去七年間引き続いておる者につきましても、この法律の施行後三年の後に打ち切るといふ建前になっておりますが、これは実はこういう考え方にしておるわけでありまして、状況不明という問題を、戦後十年にもなるのにいつまでもそのまましておくということはどうだろうか、こういう問題は早急にはつきりさせなければならな

い問題ではないか、——これは私も全力を注いで国内的手段方法によってやっておりますが、何としても限界がございます。どうしても相手国の持つておる資料を出していただくというところが必要であり、相手国の持つておる資料をすべて出していただきまして、なおかつ状況不明という問題に達着しました場合には、最後の決心をしなければならぬし、また留守家族におきましては御了承を願わなければならぬのでありますが、戻すべき手段を尽さずして死亡処理ということはどういできるものではないかと、かようなことを置いてあるわけでありまして、この間に何とかして解消したいというところで、目下ソ連の場合におきましては交渉が進められておりますので、現在の生存者はだれとだれであるか、また死亡した人は、全部についてはわからないうまでも、確認されておる人はだれであるかということをお教えしてもらふことは当然の要求であると思っております。それはぜひ実現したい。また皆さん方にも強力に支持してもらいたいと思っております。もし万一——万一つはなく相当可能性が強いわけでありまして、三年以内にそういう状態を解消するだけのすべての手続が済まない場合においては、その状態に即応して、善処をせざるを得ないと考えております。

○受田委員 来年度の七月までということになりますと、来年度の通常国会にはこの法律の処理をしなければならぬわけ、非常に切迫しております。一応の目標を置いておるといふことでございしますが、現に、先ほど申したよう

に、中共、ソ連では状況不明者がほとんど出ており、それが来年度の七月に一度整理されるということになる。調査が究明が十分徹底しておればよいが、それが徹底しておらない。今ソ連の収容所などを实地に調査してみても、当然相当はつきりすべきものはつきりしてこない。この点において、外交上から、この未帰還者の帰還促進において思い切った手を打って、日本にはこういう法律があるのだ、この法律によって運命がきまろうとするのだ、願わくは貴下の国においても全幅の協力を願いたいというふうな外交上の手を打っておるのかどうか、この点を伺いたいと思っております。

○中川(勳)政府委員 今ロンドンで交渉しております基本全権に對しましては、出発前に、ことに引き揚げ促進問題については詳細な資料を遞えましてあらゆる意味においてこの交渉に必要な資料を全部持つていってもらっております。もちろん、この法律及び今御指摘になりました関係事項の存在ということとは十分全権に伝えてありますから、全権が当然交渉の過程におきましてこれを先方に伝えて促進をはかるということ、われわれとしても期待しておるところです。

○受田委員 ここに掲げてあります十三条の規定は、これはしばしば申し上げたように差し迫つた問題であります。この問題の解決のために、特にソ連と中共は最も大きな対象になるので、帰還促進という点において非常手段をとる必要がある、それはごく近いうちに中共へも手が打てるのだというお言葉でありまして、もう一カ月と聞かないということでありましたが、そうすると、何日が一カ月足らずという目標になるのであります。非常に差し迫つた段階で、中共の実態を明らかにする必要がある。しかも、この十三条の規定は、今度中国との折衝の際には十分政府としてこれを示してもらわなければならない非常に重大な問題でありますから、折衝の見通しがつかない期間というのを、もっと具体的に示さなければならぬと思つております。

○中川(勳)政府委員 どういう具体的な方法を講ずるか、その方法の選択の問題でございますが、これはできるだけの近い機会にということをお申しておるのでございまして、これはおそらく一カ月とかからないと私も考えております。なお、それに基きまして現実に先方との交渉という折衝とか、これを開始しましたあとで、果して先方がこれに應ずる時期がいつであるかというところになりますと、まだこれは手斷を許さないものでありまして、果してどのくらいが必要かということ、私は、私としては早く目的を達することを希望しておりますが、これはまだ相手方のあることでございまして、いつまでというところは言えないわけでございます。なお、その交渉いたします際に、この十三条の規定を十分向うに徹底させ

るといふことにつきましては、お説の通り非常に大事なことでありと思つたので、そのように措置いたしたい、かように考えております。

○受田委員 田辺さんにお伺いします。調査究明した結果の死亡確認等について一人の人は死亡であったと確認しておる帰還者がおつたのに、他の方には資料がないというような関係で、何人か生存確認あるいは死亡確認をする人がいなければ、処理ができないというふうな嚴重なワケが厚生省にあるのではないかと伺いたいと思つております。

○田邊政府委員 死亡処理というものは、未帰還者の生命に関するものでありますので、非常に慎重にやっております。死亡に関する何らの資料がない場合におきましては、たゞ留守家族から死亡処理をしてもらいたいという要請がありましても、それにただちに應ずるわけに参らない。そのかわり、死亡確認という資料が出た場合、これに現認者があつたという場合におきましては、御家族にはお気の毒ではございしますが、死亡の処理をいたしておるわけでございます。もちろん、事柄の性質上、非常に慎重にやっておりますのでございまして。

っている関係上、その前にもうべき手当が抹殺されてしまう、こういう結果になっております。従つて、厚生省の死亡処理の判定の慎重さがもつとゆるんでおつて、前に帰つた人から、あの人は死んだのではないかという声を聞いたときに、それを確認されておつたら、前の手当がもらえていたはずだ。それがおくれたために、恩給法上においては、公務死の比率が従来は四倍であつたのが今は一・七倍から二・四倍という低い比率になつておる。そういうように、公務扶助料の比率というものにも、また留守家族に対する手当の上にも影響する。死亡確認を早くされないために、前にさかのほつてもらえるのをもらえなかつたという場合もあるんで、死亡の日というものを基準にしてすべて処理するようにしたら、政府の死亡処理がおくれでも問題ないと思ひます。この点、死亡の日と死亡確認の日の間に大きな差があるために、その留守家族の受けるものに対する国家の責任が非常な違いを生じておる。この点について恩給局及び厚生省としての御所見を伺いたいと思ひます。

○田邊政府委員 この問題は、先般当委員会において柳田委員から御指摘のあつた問題でございす。そのときにお答えしました通り、ごもつともな点がございすので、厚生省としても恩給局と密接に連絡をとつて検討をして善処したいと思つております。

○受田委員 具体的にはどういう検討ですか。今度法律改正案を出されるときにやる用意があるかないか、聞いておるわけです。

○畠山説明員 ただいま援護局長からお答え申し上げましたように、恩給局におきまして、御指摘の点感じておりますので、いろいろ研究いたしてあります。ただ、今お話がございました今度間に合うかどうかという点につきましては、ちよつと確言申し上げかねますが、現在、御承知の通り恩給法の改正法案は政府案を撤回いたしました議員提出法案が出ております。こういうような状況から申しまして、今国会には間に合わないのではないかとと思ひます。

○受田委員 この法律に基いて未帰還者の留守家族には二千三百円の留守家族手当が支給されております。この算定基礎はどこに置かれておるのでありますか。

○田邊政府委員 現在の留守家族の手当が二千三百円という点はその通りでございす。これは恩給法の兵の公務扶助料、それからそれに見合う遺族年金の金額、これと同額にしておるわけでありす。

○受田委員 そうすると、兵でなくして伍長とか軍曹とか、さらに上級の人員を一括してその線まで引き下げた根拠はどこにありすか。

○田邊政府委員 受田委員は留守家族援護法が制定になつたときの事情をよく御存じだらうと思ひます。これは、あなたのとおっしゃるようになさるなら、留守家族援護法という形では私はまずいと思ひます。軍人軍属と一般邦人とを別にして、軍人軍属については月給を出すというやり方をとらざるを得ないと思ひます。そしてソ連に抑留されておる人にも階級別で月給を出し

ていく、こういうことになるわけでありす。すでに終戦後十年たつておる状態において、あらためて留守家族援護法という新たな理念で法律を作るというところでございすので、そういう点は、一応過去の事態を考え直しまして、一般邦人を入れて留守家族援護法を作るという以上は、階級差によつて手当額を差支えるということはどういう体系においては困難でありす。そういう方が妥当であらうという各方面の一致した意見に基いてきておるわけでありすので、これはやむを得ない。ただし、受田委員のいろいろ御心配になつておられますように、過去においてそれよりも多くもらつておつた人たちにきまませんので、これは下げたわけにいきませんので、実質的補償という形で従来の金額の手当を差し上げ

るようになつておるわけでありす。今日のところ、これを階級別に分けて出すというところは、いかにがなものであらうかと考えます。

○受田委員 これは問題があるのです。当時兵であつたが、軍隊がそのまゝあつたとすれば、兵が十年もおれば階級が進みますよ。そうして手当も増加する。元の兵は現におればもう兵じやないのです。だから、死亡された人とは違ひです。現に生きておるといふ想定のもとに支給されておる給与でありす。それから、もちろん法律改正で一番最初の百円からちよびり上つてきましたけれども、当時兵であつたものを基準にして今日まで置くというの、あまりにも哀れです。今山下さんからお話があつたのですが、恩給法と未

帰還者留守家族等援護法とは、この方がどうも差別待遇を受けておるといふ一つの理由にもなるのですが、少くとも、兵という一番低い二千三百円なという線を基準にしないで、相当年数を経過した以上は、せめて伍長とか軍曹とかいうぐらゐの給与に少し引き上げたつて、だれも不満を抱く人はないのであります。留守家族手当は今度当然増額されて、例の恩給法の兵と同じ基準にされることと思ひます。が、実際の問題として、現に生きておると想定される人々は、死なれた人とは立場が違つて階級が進むであらうという想定のもとに給与を考えてあげないと、留守家族は大へんな不幸なことになるのです。その基本的な給与をもう少し進めて考えるという給与理論を考える必要はないのですか。

○田邊政府委員 受田委員、非常にこまかい点まで御心配になつてお考えになつたわけでございす。これは給与理論をとつておられるわけでありす。しかし、留守家族の援護という点から考えますならば、しかも援護法という建前で出発する以上、軍人であらうと一般邦人であらうと、そこに差を設けることはできないわけでありす。ことに、現在未帰還者の中には大多数が死亡しているのではないかと考えられる人があつた場合に、あなたのとおっしゃるやうに全部生きておるといふ推定のもとにすべてを立論するといふことも、そこにちよつとおかしな点がある。現在生きておる人と死んでおる人との差別はこちらにはわからな

い。そうすると、実は終戦直後に死んでおる人については遺族援護法なり恩給法で処理されている、それがわから

ないために留守家族援護法でもし高い金額を出すということになりますれば、死亡処理をされた者についても高い金額を出さざるを得ないという非常にむづかしい問題が出てくるわけでありす。そこにいろいろ御議論はあると思ひますが、留守家族援護法という建前で、軍人も一般邦人もすべてこれを平等に扱つて手当を出すという見地に立つ以上、それに差等をつけることは困難ではないか。ただ、御指摘の通り、普通の恩給の年限にすでに到達している人であつて、普通恩給の方が高い人については、普通恩給を差し上げるように恩給局に申し入れをいたしまして、恩給局で特別な取り計らいをいたしまして、本人が内地へ帰れない場合でも、その恩給を支給するという処置をとつておるわけでありす。

○受田委員 田邊さん、今、階級を高いところに置いて留守家族手当を出す、死亡処理の場合にそれと同じ程度を出さなければならなくなるから問題だとおっしゃつたのですが、これが普通の恩給であるならば公務扶助料になると二万六千円か何かになる。公務扶助料の一番低い線の、兵として二千三百円という計算に今お考えになつておられるのですか。

○田邊政府委員 公務扶助料で調整をとつておるわけでありす。兵の公務扶助料の金額を基準として遺族年金、留守家族手当というものを考へておると申し上げたわけでありす。

○受田委員 公務死の発表がされるならば、当然遺族に対する公債も支給されることになるのだし、弔慰金というものが出されることになる。それが今

以上が本法律案を提出した理由であります。何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○日井委員長代理　これにて提出者の趣旨説明は終了しました。

本日はこの程度にいたしたいと思ひます。次会は公報をもつてお知らせいたします。

これにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和三十年七月一日印刷

昭和三十年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局